

徳島県告示第三百五十五号

藍住町長から、令和二年徳島県告示第四百三十一号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和三年三月三十一日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月二十一日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門